

盛岡市「出産応援給付金」のご案内

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、「出産応援給付金」を支給します。
給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。

対象者



←詳細は市ホームページでもご確認いただけます。

次の①～④のすべてに当てはまる方

- ① 原則、申請時点で盛岡市に住所を有する妊婦
- ② 令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦
- ③ 妊娠の届出時に盛岡市の面談を受けた妊婦
- ④ 他の自治体で出産応援給付金に相当する給付（現金やクーポンなど）の支給を受けていない妊婦

※妊娠届出後に流産や死産された場合でも、出産応援給付金の対象になります。

支給額

妊婦1人あたり**5万円**（現金） ※多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。

支給までの流れ

- ① 盛岡市で妊娠の届出をし、面談を受けます。
- ② ①の面談後に窓口で申請をしてください。（申請書はあらかじめ記入し、本人確認書類の写しと振込先の写しを貼り付けてお持ちください。）
- ③ 申請後、おおむね1～2か月後に申請時に指定された口座に振り込みます。

申請期間

妊娠中 ※出産後は申請できないので、早めに申請をお願いします。
やむを得ない事情がある場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先

出産・子育て応援給付金について
（申請・支給・訪問・面談等）

盛岡市 母子健康課
平日 9時～17時
電話：019-603-8303

妊娠・出産・育児に関する
不安や困りごとなど

ママの安心テレホン
平日 9時～16時
電話：019-654-0851



よくあるご質問

Q ① 対象者の所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q ② 申請後、どのくらいの期間で給付金は振り込まれますか。

A 申請を受理してから、おおむね1～2か月後に指定口座に振り込みます。ただし、申請書の記載や添付書類に不備があった場合等は除きます。市から振り込みのお知らせは送付しないので、申請書類を提出してから2か月以上経過しても振込されない場合には、お問い合わせください。

Q ③ 市販の妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、「出産応援給付金」の申請をできますか。

A 妊娠判定薬の陽性反応だけをもって、「出産応援給付金」の申請を行うことはできません。産科医療機関等を受診し、医師による妊娠の事実の確認を受けてください。

Q ④ 出産応援給付金の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A 出産応援給付金は、妊娠届出時の面談を受けた母親が申請者となります。

Q ⑤ つわりがひどく、夫が妊娠届出に行く予定ですが、「出産応援給付金」の申請はできますか。

A 出産応援給付金の申請には、妊婦さん本人の面談が必須です。妊婦さん本人が妊娠届出に来られない場合には、後日面談が可能です。ご相談ください。

Q ⑥ 盛岡市に転入してきました。以前住んでいた自治体で「出産応援ギフト（電子クーポン）」を受け取りましたが、盛岡市で実施している「出産応援給付金（現金）」を受け取ることはできますか。

A 今回の制度は全国一律の制度となっており、同一の理由により複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。ただし、妊娠時の「出産応援給付金」のみ転入前の自治体で給付を受けていて、出産後に給付される「子育て応援給付金」の給付を受けていない場合で支給要件を満たした場合は、盛岡市で「子育て応援給付金」を受け取ることができます。
盛岡市では現金の給付を行いますが、電子クーポンや地域商品券等による給付を実施する自治体もありますのでご注意ください。

Q ⑦ 妊娠届出後に盛岡市から他市区町村に転出した場合、「出産応援給付金」はどうなりますか。

A 妊娠届出時の住所地（盛岡市）ではなく、申請日時点の住所地（転出先の市区町村）で「出産応援給付金」を受け取れます。令和5年2月以降に盛岡市で妊娠届出時の面談を受けた後に転出した場合は、申請者の希望に応じて、盛岡市か転出先の市区町村のいずれかで受け取ることができます（転出先で受け取る場合は、転出先の市区町村で改めて面談を受ける必要があります。）。